

平成 18 年度

包括外部監査結果報告書

第 1 部 ひぐらし荘の運営管理について

第 2 部 香川病院の運営管理について

第 3 部 塩江病院の運営管理について

高松市包括外部監査人 中村 秀明

第1部 ひぐらし荘の運営管理について

目 次

．外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
(1) 外部監査の対象	1
(2) 外部監査対象期間	1
3. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	1
(1) 監査要点	2
(2) 主な監査手続	2
5. 外部監査の実施期間	2
6. 外部監査人及び補助者の資格と氏名	2
7. 利害関係	2
．ひぐらし荘の概要	3
1. 沿革	3
2. 施設の概要	3
3. 入所定員及び入所状況	4
4. 職員数及び配置	4
5. 職員の年齢	5
6. 決算の状況	6
．外部監査の結果	7
1. 収支の状況について	7
(1) 総合老人ホームひぐらし荘（全体）	7
(2) 養護老人ホーム	8
(3) 特別養護老人ホーム	13
2. 退職手当支給事務等と退職金債務について	21

(1) 退職手当支給事務	21
(2) 退職手当負担金の精算	21
(3) 退職金債務	22
3. 収入事務について	23
(1) 養護老人ホーム	23
(2) 特別養護老人ホーム	24
4. 業務委託の契約事務について	25
5. 固定資産の管理状況について	27
6. 物品の管理状況について	29
7. 入所者預り金等の管理状況について	33
・外部監査の結果に添えて提出する意見	35
1. 物品の管理について	35
2. 入所者預り金の管理について	35
3. 今後のあり方と課題について	35
(1) 改築資金等の援助	37
(2) 一部国有地の取得	37
(3) 職員の処遇	37

第1部 ひぐらし荘の運営管理について

．外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

(1) 外部監査の対象

高松市総合老人ホームひぐらし荘（以下「ひぐらし荘」という。）の運営管理について

(2) 外部監査対象期間

原則として平成 17 年度（必要に応じて、過年度及び平成 18 年度についても対象とした。）

3. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

総合老人ホームひぐらし荘は、昭和 51 年、高松市を中心とする 1 市 10 町が、高松地区広域市町村圏振興事務組合（以下「組合」という。）を設立して営んできた養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの両施設を、市町の合併を契機に組合を解散、平成 18 年 4 月 1 日に高松市が事業を引き継ぎ、ひぐらし荘としたものである。

高齢化社会の進行に伴い、高齢者福祉施設の社会的必要性和市民のニーズがますます高まるなか、この施設が、事業を引き継いだ高松市の財政に与える影響及び今後どのように運営していくべきかについて検討するうえで、同施設の現状を把握し分析して、事業の適正性や効率性、運営管理上の問題点について検討を行うことは有用であると判断し監査のテーマとして選定した。

4. 外部監査の方法

ひぐらし荘の運営管理が、関連する法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に準拠して適正かつ公平に実施され、また、その事務手続は効率的・効果的に行われているかどうかという視点から、次の監査要点について必要と認められた監査手続を実施した。

(1) 監査要点

収入事務は、法令等に準拠して適正に処理されているか。

支出事務及び契約事務は法令等に準拠して適正に処理されると共に、経済的かつ効率的に行われているか。

人件費の支出は法令等に準拠し妥当に処理されているか。

固定資産の管理は、適正にされているか。

物品の管理は、適切にされているか。

入所者預り金等の管理は、法令等に準拠して適正に処理されているか。

(2) 主な監査手続

収支の状況について、時系列比較分析及び社会福祉法人の経営指標と比較分析を行った。

収入事務、支出事務及び契約事務について、法令等の閲覧及び証憑突合を行い、収入、支出及び契約が法令等に準拠して適正に処理され、経済的かつ効率的に行われているかどうかを調査した。

固定資産及び物品について、財産台帳及び物品受払簿を査閲し、現物と突合を行い、職員へ質問及び説明聴取をして管理状況を調査した。

入所者預り金等について、法令等の閲覧及び証憑突合を行い、法令等に準拠して管理が適正に行われているかどうかを調査した。

5. 外部監査の実施期間

平成 18 年 7 月 3 日から平成 19 年 1 月 31 日まで

6. 外部監査人及び補助者の資格と氏名

外部監査人 公認会計士 中村 秀明

補助者 公認会計士 加藤 整

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

. ひぐらし荘の概要

1. 沿革

昭和 51 年 4 月 1 日 高松地区広域市町村圏振興事務組合が、養護老人ホーム(定員 100 人)を開設し、同年 5 月 1 日特別養護老人ホーム(定員 50 人)を開設する。

平成 18 年 3 月 31 日 同組合は解散

平成 18 年 4 月 1 日 高松市が施設及び事業を引き継ぎ、高松市総合老人ホームひぐらし荘となる。

2. 施設の概要

- (1) 所在地 高松市香川町浅野 1414 番地
- (2) 土地 敷地 8,012.31 m²
- (3) 建物 鉄筋コンクリート造 3 階建 延床面積 3,985.70 m²
昭和 51 年 3 月完成

管理部門	1 階 事務室、施設長室、宿直室、面接室、介護員室、集会室、霊安室、電気室、機械室、洗濯室 2 階 医務室、看護師室、介護員室、検収室、会議室 3 階 介護員室、リネン室
生活部門	1 階 (特別養護老人ホーム) 2 人室 3、4 人室 11、静養室 2、機能回復訓練室、介護材料室、浴室、洗面所、倉庫、私物庫 2 階 (養護老人ホーム) 2 人室 10、4 人室 8、静養室 1、食堂、調理室、私物庫、浴室、談話室、面接室、洗濯室、洗面所、便所 3 階 (養護老人ホーム) 2 人室 10、4 人室 9、静養室 1、理髪室、洗濯室、洗面所、談話室、私物庫、便所
附属施設	納骨堂、倉庫、庭園、運動場

3. 入所定員及び入所状況

(1) 入所定員 養護老人ホーム 100 人、特別養護老人ホーム 50 人

(2) 入所状況

平成18年4月1日現在

区 分	入所者数(人)			平均年齢(歳)			平均在所年数(年)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
養護老人ホーム	26	65	91	77.7	83.3	81.7	5.2	7.9	7.1
特別養護老人ホーム	12	38	50	76.5	86.8	84.4	4.5	3.8	4.0
計	38	103	141	77.4	84.6	82.7	5.0	6.4	6.0

(3) 年度別平均入所者数の推移

(単位：人)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
養護老人ホーム	99	99	98	98	95
特別養護老人ホーム	47	46	47	44	46

4. 職員数及び配置

平成18年4月1日現在

単位：人)

区 分	養護老人ホーム			特別養護老人ホーム			合計
	正規職員	嘱託職員	計	正規職員	嘱託職員	計	
所長		0.5	0.5		0.5	0.5	1
事務長	1		1			0	1
事務	2		2	1		1	3
生活相談員	1	1	2	1		1	3
介護員	4	3	7	4	12	16	23
〃(再任用)	2		2	1		1	3
栄養士	0.5		0.5	0.5		0.5	1
看護師	1		1	1	1	2	3
〃(再任用)			0	1		1	1
調理員	2	2	4	3	1	4	8
介助員	1		1	1		1	2
宿直員		2	2			0	2
計	14.5	8.5	23	13.5	14.5	28	51

5. 職員の年齢

正規職員及び嘱託職員の年齢は次のとおりである。

平成18年4月1日現在

(単位：歳)

番号	職名	区分	年齢	番号	職名	区分	年齢
1	所長	嘱託職員	61	27	介護員	嘱託職員	61
2	事務長	事務吏員	49	28	介護員	嘱託職員	57
3	主席主任	事務吏員	59	29	介護員	嘱託職員	59
4	主席主任	事務吏員	54	30	介護員	嘱託職員	50
5	主席主事	事務吏員	42	31	介護員	嘱託職員	30
6	主任相談員	事務吏員	48	32	介護員	嘱託職員	34
7	主任相談員	事務吏員	52	33	介護員	嘱託職員	55
8	相談員	嘱託職員	27	34	介護員	嘱託職員	52
9	主任看護師	技術吏員	52	35	介護員	嘱託職員	58
10	看護師	技術吏員	35	36	介護員	嘱託職員	61
11	看護師	"(再任用)	61	37	介護員	嘱託職員	51
12	看護師	嘱託職員	61	38	介護員	嘱託職員	21
13	主任介護員	事務吏員	58	39	介助員	技術吏員	47
14	主任介護員	事務吏員	57	40	介助員	技術吏員	35
15	主任介護員	事務吏員	56	41	主任栄養士	技術吏員	35
16	介護員	事務吏員	48	42	主任調理員	技術吏員	55
17	介護員	事務吏員	39	43	調理員	技術吏員	54
18	介護員	事務吏員	29	44	調理員	技術吏員	50
19	介護員	事務吏員	28	45	調理員	技術吏員	50
20	介護員	事務吏員	25	46	調理員	技術吏員	51
21	介護員	"(再任用)	60	47	調理員	嘱託職員	54
22	介護員	"(再任用)	61	48	調理員	嘱託職員	54
23	介護員	"(再任用)	61	49	調理員	嘱託職員	58
24	介護員	嘱託職員	64	50	宿直員	嘱託職員	68
25	介護員	嘱託職員	63	51	宿直員	嘱託職員	73
26	介護員	嘱託職員	54	-			

6. 決算状況

歳入歳出決算の推移

(単位：千円)

年度 項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
介護サービス収入	197,795	194,988	194,103	182,515	152,301
介護給付費収入	179,357	175,238	173,221	162,010	133,782
自己負担金収入	18,437	19,750	20,882	20,505	18,518
分担金及び負担金	207,554	200,469	193,735	193,006	183,893
市町負担金	19,000	14,000	10,000	8,000	4,000
老人福祉費負担金	188,554	186,469	183,735	185,006	179,893
諸収入その他	3,483	3,975	3,834	4,497	2,322
収入合計(1)	408,833	399,434	391,674	380,019	338,517
繰越金	51,429	79,312	115,205	148,466	174,285
歳入合計(2)	460,262	478,746	506,879	528,485	512,802
特別養護老人ホーム費	189,302	174,366	175,155	170,401	160,170
給与費	131,392	125,289	119,151	124,677	115,689
需用費	39,208	29,926	33,623	27,432	28,028
委託料	2,788	2,275	2,125	2,097	1,097
使用料及び賃借料	6,050	6,166	6,321	5,495	5,112
備品購入費	726	1,961	5,448	1,518	1,092
負担金補助及び交付金	8,258	7,987	7,560	8,562	8,542
その他	880	762	927	620	610
養護老人ホーム費	191,647	189,175	183,257	183,798	178,334
給与費	136,137	125,955	118,405	116,005	114,204
需用費	38,142	46,162	46,809	49,579	46,333
委託料	1,998	1,939	1,611	1,783	1,095
使用料及び賃借料	1,222	1,393	1,324	1,179	756
備品購入費	27	336	352	477	580
負担金補助及び交付金	9,326	8,407	9,071	9,675	10,534
扶助費	2,992	3,269	4,019	3,939	3,740
その他	1,803	1,714	1,666	1,161	1,092
歳出合計(3)	380,950	363,541	358,413	354,200	338,505
差引 次年度繰越金	79,312	115,205	148,466	174,285	174,297
差引 単年度収支	27,883	35,893	33,261	25,819	12

(歳入歳出決算説明調書)

(注) 次年度繰越金 = (2) - (3) 単年度収支 = (1) - (3)

(コメント)

平成17年度の決算は、組合が解散したため、一部の債権、債務を含めていない、いわゆる打切り決算で処理している。

．外部監査の結果

1. 収支の状況について

(1) 総合老人ホームひぐらし荘（全体）

(単位：千円)

年度 項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
介護サービス収入	197,795	194,988	194,103	182,515	152,301
分担金及び負担金	207,554	200,469	193,735	193,006	183,893
諸収入その他	3,483	3,975	3,834	4,497	2,322
収入合計(1)	408,833	399,434	391,674	380,019	338,517
繰越金	51,429	79,312	115,205	148,466	174,285
歳入合計(2)	460,262	478,746	506,879	528,485	512,802
特別養護老人ホーム費	189,302	174,366	175,155	170,401	160,170
養護老人ホーム費	191,647	189,175	183,257	183,798	178,334
歳出合計(3)	380,950	363,541	358,413	354,200	338,505
差引 次年度繰越金	79,312	115,205	148,466	174,285	174,297
差引 単年度収支	27,883	35,893	33,261	25,819	12

収支の状況についてみれば、ここ5年の各年度とも単年度収支は黒字である。しかし、平成14年度以降、黒字幅は減少しており、平成17年度は、打切り決算により12千円の単年度収支となっている。

平成17年度に激減した理由は、0-157 集団感染事故(以下「0-157 事故」という。)が平成17年10月に起き、入所者が減少したことによる。その後、施設の衛生管理の重要性を認識し、感染対策マニュアルを作成し、各種点検表に記録を残すといった対策を講じ、再発を防止する努力をすると共に、入所者数の回復に努めている。

年度毎の黒字幅の減少は、ひぐらし荘の施設そのものが古いところに主たる原因がある。老朽化が進んでいるため、アメニティ面で他の老人施設に劣り入所希望者の魅力度が低いため、契約により運営している特別養護老人ホームについては入所率が高いとはいえない状況である。加えて、介護保険制度の見直しによる報酬単価の低下により、収入が年々減少している。一方、老朽化している施設は、修繕等の維持費が高み、支出は多くならざるを得ない。

(2) 養護老人ホーム

平成 17 年度の収支状況

(養護老人ホーム)

区 分	金額(千円)	比率(%)	主 な 内 容
市町負担金	4,000	2.1	老人福祉施設管理運営負担金(市、町)
老人福祉費負担金	179,905	96.7	措置費負担金(事務費、一般生活費、病弱者加算)
諸収入その他	2,235	1.2	在宅高齢者給食サービス負担金、公衆電話手数料
収入合計(1)	186,140	100.0	
繰越金	86,145		
歳入合計(2)	272,285		
給与費	114,541	61.5	給与、報酬、職員手当、共済費
需用費	47,926	25.7	賄材料費、光熱水費、消耗品費、修繕料
委託料	1,772	1.0	設備機器保守委託、一般廃棄物処理委託他
使用料及び賃借料	795	0.4	コピー、電話借上料他
備品購入費	580	0.3	
負担金補助及び交付金	10,535	5.7	退職手当負担金、その他負担金
扶助費	3,844	2.1	日用品費、被服費、葬祭費他
その他	1,109	0.6	通信運搬費、保険料、手数料、旅費
歳出合計(3)	181,102	97.3	
差引 次年度繰越金	91,183		
差引 単年度収支	5,038	2.7	

(注) 次年度繰越金 = (2) - (3)

単年度収支 = (1) - (3)

(コメント)

平成 17 年度の決算は、いわゆる打切り決算で処理しているため、年度の推移をみるために次の残債権、債務を含め補正して掲記している。したがって、ひぐらし荘(全体)の収支状況とは数字が合わない。

残債権(歳入)

老人福祉費負担金 12千円

残債務(歳出)

給与費	337千円	使用料及び賃借料	39千円
需用費	1,593千円	負担金補助及び交付金	1千円
委託料	677千円	扶助費	104千円
		その他	17千円

収支状況の推移

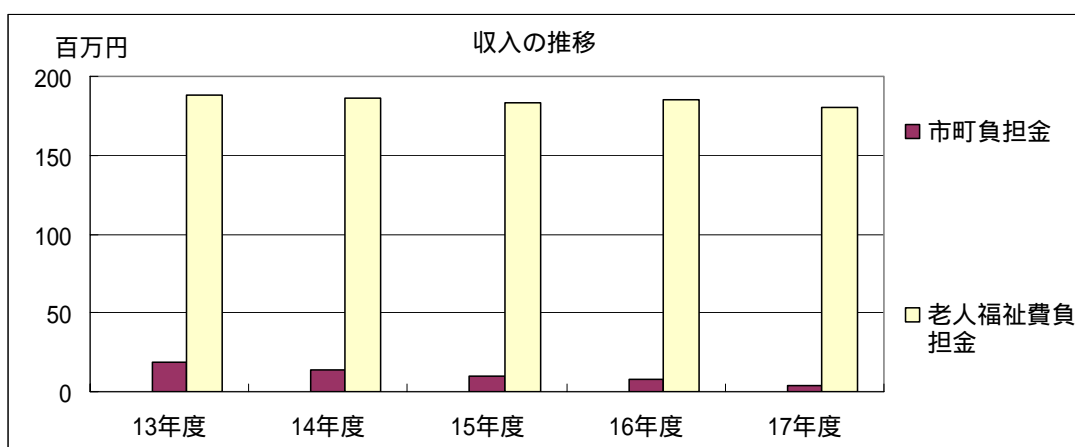
(養護老人ホーム)

(単位：千円)

項目	年度				
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
市町負担金	19,000	14,000	10,000	8,000	4,000
老人福祉費負担金	188,554	186,469	183,735	185,006	179,905
諸収入その他	3,481	3,541	3,834	4,244	2,235
収入合計(1)	211,035	204,010	197,569	197,250	186,140
繰越金	24,157	43,545	58,380	72,692	86,145
歳入合計(2)	235,192	247,555	255,949	269,943	272,285
給与費	136,137	125,955	118,405	116,005	114,541
需用費	38,142	46,162	46,809	49,579	47,926
委託料	1,998	1,939	1,611	1,783	1,772
使用料及び賃借料	1,222	1,393	1,324	1,179	795
備品購入費	27	336	352	477	580
負担金補助及び交付金	9,326	8,407	9,071	9,675	10,535
扶助費	2,992	3,269	4,019	3,939	3,844
その他	1,803	1,714	1,666	1,161	1,109
歳出合計(3)	191,647	189,175	183,257	183,798	181,102
差引 次年度繰越金	43,545	58,380	72,692	86,145	91,183
差引 単年度収支	19,388	14,835	14,312	13,452	5,038

(注) 次年度繰越金 = (2) - (3)

単年度収支 = (1) - (3)



措置費収入である老人福祉費負担金は、平成 13 年度以降、緩やかに減少している。これは、養護老人ホームの平均入所者数が、年度毎に減少しているためである。また、市町負担金も、市町の財政事情を反映して毎年度減少している。諸収入その他の主なものは、在宅高齢者への給食サービス収入であるが、0-157 事故の影響で平成 17 年 11 月からは中止している。このため、平成 17 年度の諸収入その他は、前年度に比べ約 2,000 千円減少している。

このように、収入は減少しているが支出も年々減少しており、単年度収支は、各年度とも黒字である。しかし、黒字幅は年々減少し、平成 16 年度の単年度収支 13,452 千円は、平成 13 年度の 19,388 千円と対比すると 69%の水準であり、平成 17 年度の単年度収支 5,038 千円は 0-157 事故の影響も重なって 26%の水準にまで落ちている。

給与費・需用費の推移

歳出合計の 60%を超える給与費と 25%を超える需用費の推移をみると、次のとおりである。

a . 給与費

(養護老人ホーム) 職員数の推移 (単位：人)

区 分	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	正規	嘱託	正規	嘱託	正規	嘱託	正規	嘱託	正規	嘱託
所 長		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5
事 務	2		2		2		2		2	
生活相談員	2		2		2		2		2	
介護員	10		10		8	2	8	2	8	2
栄養士	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5	
看護師	1		1		1		1		1	
調理員	3	1	3	1	2	2	2	2	2	2
介助員	1		1		1		1		1	
宿直員		2		2		2		2		2
計	19.5	3.5	19.5	3.5	16.5	6.5	16.5	6.5	16.5	6.5
合 計	23		23		23		23		23	

(養護老人ホーム) 給与費 (単位：千円)

年度 項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
報酬	4,631	5,194	9,730	13,352	14,294
給料	72,896	67,131	60,245	56,887	55,780
職員手当等	39,188	34,206	30,790	29,497	28,668
共済費	18,999	18,161	16,380	16,268	15,798
賃金	421	1,260	1,259	-	-
合計	136,137	125,955	118,405	116,005	114,541

給与費は、平成13年度以降平成17年度まで毎年度減少している。これは、正規職員を減らし、嘱託職員に代替しているからである。給与水準の低い嘱託職員の報酬は増加しているが、正規職員の給料、職員手当等及び共済費は、年々減少している。

b. 需用費

(養護老人ホーム) 需用費 (単位：千円)

年度 項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
消耗品費	2,964	3,657	3,480	3,375	4,393
燃料費	3,403	3,287	3,563	4,091	4,720
光熱水費	3,404	6,039	5,604	6,197	4,790
物品修繕料	142	295	225	455	438
施設修繕料	-	4,471	5,499	6,968	3,529
賄材料費	28,051	28,094	28,178	28,390	29,924
その他	178	317	256	100	130
合計	38,142	46,162	46,809	49,579	47,926

需用費は、平成13年度以降、緩やかな増加傾向にある。施設修繕料は、施設が古いため多い。平成13年度に施設修繕料が0で、光熱水費が翌年度以降に比べ2,000千円余少ないのは、特別養護老人ホームへ過大に計上しているからである。賄材料費が、平成17年度に増加しているのは、0-157事故の影響で給食を外部委託していた期間があったからであり、光熱水費が、平成17年度に減少しているのは、その間は電気・水道の使用量が減ったためである。

収益性比率の民間比較

a. ひぐらし荘

収益性の指標となる平成 17 年度の主な比率を算出すると、次のとおりである。

区 分	比 率	算 式	対応する比率名
単年度収支比率	2.7% (6.8%)	単年度収支 / 収入合計 × 100	経常収支差額比率 (償却前)
給与費比率	61.5%	給 与 費 / 収入合計 × 100	人件費比率
賄材料費比率	16.0% (14.3%)	賄材料費 / 収入合計 × 100	給食材料費比率

(注) 比率欄の () 書きは、平成16年度の数値である。

b. 社会福祉法人

事業活動収支計算書(要旨) (単位:千円)

措置費収入その他	203,825
国庫補助金等特別積立金取崩額	350
事業活動収入計(1)	204,175
人件費	117,111
給食材料費	25,003
減価償却費	13,095
その他経費	39,419
事業活動支出(2)	194,628
事業活動外収支差額(3)	576
経常収支差額(1) - (2) + (3)	10,124

同一圏内の養護老人ホームを営む社会福祉法人の左の事業活動収支計算書より、対応する比率を算出してみると、次のとおりである。

区 分	比 率	算 式
経常収支差額比率 (償却前)	11.2%	$\frac{\text{経常収支差額} + \text{減価償却費} - \text{国庫補助金等特別積立金取崩額}}{\text{事業活動収入計} - \text{国庫補助金等特別積立金取崩額}} \times 100$
人件費比率	57.4%	$\frac{\text{人件費}}{\text{分母同上}} \times 100$
給食材料費比率	12.2%	$\frac{\text{給食材料費}}{\text{分母同上}} \times 100$

単年度収支比率は、社会福祉法人が 11.2%であるのに比べ、ひぐらし荘は 2.7%と極めて低い。平成 17 年度には 0-157 事故という特殊事情があるので、平成 16 年度の比率でみても 6.8%と低く、収益性は、社会福祉法人よりかなり低い。コスト

高かどうかを検証すると、給与費比率は、ひぐらし荘が61.5%で、社会福祉法人の57.4%より4%以上も高い。これは、ひぐらし荘の職員が高齢化していることに加え、民間・公務員給与の違いからくるものである。賄材料費比率も、ひぐらし荘は16.0%と社会福祉法人の12.2%より3.8%も高く、平成16年度の比率14.3%もやはり高い。

(3) 特別養護老人ホーム

平成17年度の収支状況

(特別養護老人ホーム)

区 分	金額(千円)	比率(%)	主 な 内 容
介護給付費収入	159,503	87.6	介護保険の給付収入(施設介護サービス費収入、短期入所生活介護費収入)
自己負担金収入	22,536	12.4	施設介護サービス費入所者負担額、食費、居住費
諸収入その他	87	0	実習生受入経費収入
収入合計(1)	182,126	100.0	
繰越金	88,140		
歳入合計(2)	270,266		
給与費	116,203	63.8	給与、報酬、職員手当、共済費、賃金
需用費	29,354	16.1	賄材料費、光熱水費、消耗品費、修繕料
委託料	1,479	0.8	設備機器保守委託、一般廃棄物処理委託他
使用料及び賃借料	5,332	2.9	コピー、食器洗浄器、寝具、借上料他
備品購入費	1,092	0.6	
負担金補助及び交付金	8,542	4.7	退職手当負担金、その他負担金
その他	619	0.3	通信運搬費、保険料、手数料、旅費
歳出合計(3)	162,622	89.3	
差引 次年度繰越金	107,645		
差引 単年度収支	19,505		

(注) 次年度繰越金 = (2) - (3)

単年度収支 = (1) - (3)

(コメント)

平成17年度の決算は、養護老人ホームのコメントと同様理由により、次の残債権、債務を含め補正をして掲記している。したがって、ひぐらし荘(全体)の収支状況の平成17年度とは数字が合わない。

残債権（歳入）

残債務（歳出）

介護給付費収入 25,721千円	給与費 514千円	使用料及び賃借料 220千円
自己負担金収入 4,018千円	需用費 1,326千円	その他 9千円
	委託料 382千円	

収支状況の推移

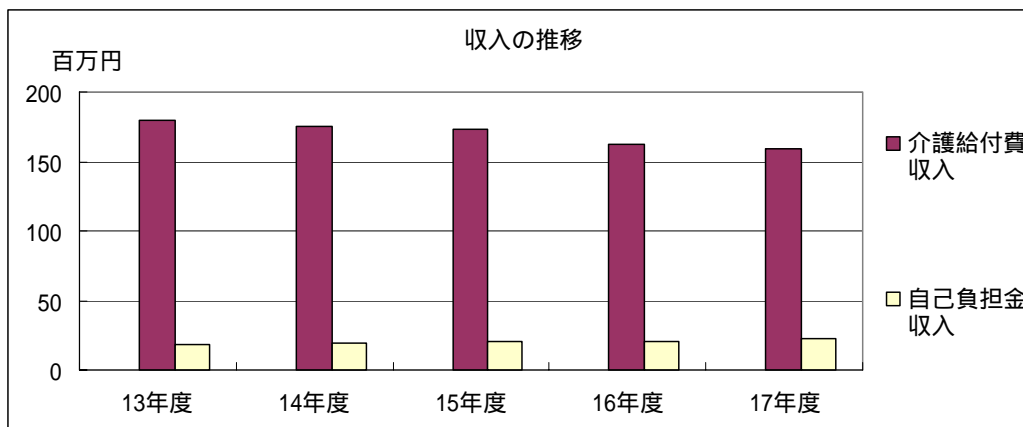
（特別養護老人ホーム）

（単位：千円）

項目	年度				
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
介護給付費収入	179,357	175,238	173,221	162,010	159,503
自己負担金収入	18,437	19,750	20,882	20,505	22,536
諸収入その他	3	435	1	254	87
収入合計（1）	197,798	195,423	194,104	182,769	182,126
繰越金	27,271	35,766	56,823	75,772	88,140
歳入合計（2）	225,069	231,189	250,927	258,541	270,266
給与費	131,392	125,289	119,151	124,677	116,203
需用費	39,208	29,926	33,623	27,432	29,354
委託料	2,788	2,275	2,125	2,097	1,479
使用料及び賃借料	6,050	6,166	6,321	5,495	5,332
備品購入費	726	1,961	5,448	1,518	1,092
負担金補助及び交付金	8,258	7,987	7,560	8,562	8,542
その他	880	762	927	620	619
歳出合計（3）	189,302	174,366	175,155	170,401	162,622
差引 次年度繰越金	35,766	56,823	75,772	88,140	107,645
差引 単年度収支	8,496	21,057	18,949	12,368	19,504

（注）次年度繰越金 = (2) - (3)

単年度収支 = (1) - (3)



特別養護老人ホームは、平成 12 年度に措置制度から介護保険制度へと大改革が行われ、制度転換後、介護報酬単価が比較的高く設定されたため、高齢者施設は、採算の改善につながった。ひぐらし荘においても、採算は好転したものの、平均入所者数が 46 人～47 人という定員割れの状況で推移しているため、介護報酬単価見直しによる引下げに伴い介護給付費収入は、ここ 5 年間減少している。自己負担金収入が微増傾向にあるのは、介護保険法の見直しによる個人負担の増加である。平成 17 年度の増加は、同年 10 月から食費及び居住費が個人負担となったからである。介護給付費収入と自己負担金収入と諸収入その他を加えた収入合計は 5 年間減少し続けているが、支出も減少しており、単年度収支は、各年度とも黒字である。

給与費・需用費の推移

a. 給与費

(特別養護老人ホーム) 職員数の推移 (単位：人)

区 分	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	正規	嘱託	正規	嘱託	正規	嘱託	正規	嘱託	正規	嘱託
所 長		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5
事 務	1		1		1		1		1	
生活相談員	1		1		1		1		1	
介護員	10	2	10	2	6	7	5	12	4	13
栄養士	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5	
看護師	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
調理員	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1
介助員	1		1		1		1		1	
宿直員										
計	18.5	4.5	18.5	4.5	14.5	9.5	13.5	14.5	12.5	15.5
合 計	23		23		24		28		28	

(特別養護老人ホーム) 給 与 費 (単位：千円)

年度 項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
報 酬	11,027	12,110	22,691	30,726	29,763
給 料	64,765	60,516	52,742	50,122	46,439
職員手当等	35,116	30,889	25,135	25,038	22,272
共済費	18,023	17,458	16,286	16,801	15,701
賃 金	2,460	4,313	2,295	1,988	2,027
合 計	131,392	125,289	119,151	124,677	116,203

給与費は、正規職員から嘱託職員への代替により基調として毎年度減少している。ただし、平成16年度は、正規職員から嘱託職員へ切り替えるという方針転換により、介護員が前年度より4人増加（正規職員1人減少、嘱託職員5人増加）しているため、給与費が前年度より5,526千円増加しているが、17年度には方針転換による効果が出て減少に転じている。

b. 需用費

(特別養護老人ホーム) 需 用 費 (単位：千円)

年度 項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
消耗品費	2,850	3,140	3,542	3,256	3,648
燃料費	2,124	2,044	2,238	2,592	3,025
光熱水費	9,746	6,039	5,604	6,197	4,790
物品修繕料	442	407	539	104	562
施設修繕料	9,608	2,607	6,156	260	184
賄材料費	14,430	15,569	15,447	14,935	17,099
その他	8	118	95	85	44
合 計	39,208	29,926	33,623	27,432	29,354

(特別養護老人ホーム) (単位：千円)

年度 項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
需用費合計	39,208	29,926	33,623	27,432	29,354
施設修繕料	9,608	2,607	6,156	260	184
差引	29,600	27,319	27,467	27,172	29,170

需用費は、年度により変動しているように見える。しかし、非経常的支出である施設修繕料を差し引いた金額で推移をみれば、平成13年度と平成17年度を除いて横ばいである。

平成13年度に特別養護老人ホームの需用費が多いのは、次のc.施設修繕料・光熱水費で述べる内容があったからであり、平成17年度については、d.賄材料費で触れる。

c. 施設修繕料・光熱水費

ひぐらし荘は、養護老人ホーム(定員100人)及び特別養護老人ホーム(定員50人)の両施設を運営しており、支出は、各施設に適正に配分して計上しなければならない。施設修繕料と光熱水費について、ひぐらし荘全体で分析してみると次のようになっていた。

施設修繕料(全体) (単位：千円)

年度 項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
養護老人ホーム	-	4,471	5,499	6,968	3,529
特別養護老人ホーム	9,608	2,607	6,156	260	184
合計	9,608	7,078	11,655	7,228	3,713

平成13年度、平成16年度及び平成17年度の配分は、意図的になされている。

光熱水費(全体) (単位：千円)

年度 項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
養護老人ホーム	3,404	6,039	5,604	6,197	4,790
特別養護老人ホーム	9,746	6,039	5,604	6,197	4,790
合計	13,150	12,078	11,208	12,394	9,580

平成 13 年度の配分は、特別養護老人ホームに多く負担させている。平成 14 年度以降は、両施設に同額を計上するよう変更しているが、定員数の違いから同額の計上は妥当とはいえず、特別養護老人ホームに多く負担させている。

d . 賄材料費

賄材料費について、ひぐらし荘全体でみると、次のとおりである。

賄材料費（全体）

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(金額) (単位：千円)					
養護老人ホーム	28,051	28,094	28,178	28,390	29,924
特別養護老人ホーム	14,430	15,569	15,447	14,935	17,099
合 計	42,481	43,663	43,625	43,325	47,023
(入所者の年間延人数) (単位：人)					
養護老人ホーム	36,347	36,256	35,959	35,861	34,766
特別養護老人ホーム	16,984	16,731	16,841	16,147	16,759
合 計	53,331	52,987	52,800	52,008	51,525
(1人当たり1日単価) (単位：円)					
養護老人ホーム	771	774	783	791	860
特別養護老人ホーム	849	930	917	924	1,020
施設全体単価	796	824	826	833	912

平成 17 年度は、0-157 事故の影響で賄材料費が大きく増えている。

賄材料費の 1 人当たり 1 日単価は、常に養護老人ホームより特別養護老人ホームの方が高い。これは、養護老人ホームは、健常者が多いため普通食がほとんどであるが、特別養護老人ホームは、要介護度の高い高齢者が多く、病弱者には栄養補助食品等を提供しているからである。

ただ、経済性の観点から特別養護老人ホームにおける平成 13 年度から平成 14 年度にかけての賄材料費の上昇とその後の高止り傾向は気になる点である。賄材料仕入簿を精査したところ、医薬品等業者からの購入が年々増加していることが主因であった。同社からの購入金額が平成 13 年度 708 千円から平成 16 年度 2,234 千円へと増加しているのは、高栄養流動食を平成 14 年夏頃から経管栄養食利用者に多く用い始めたからである。

ところが、平成 16 年度になると同社からの仕入内容が変化しており、一般食材が多くなっていた。当初、異常気象による野菜の品薄、値段の高騰から供給も価格も安定している冷凍野菜を使用し始めたが、徐々に骨なし冷凍魚、餃子、豚カツ等便利で調理時間が短く済む食材が多くなったということである。ただ、それなら他の一般食材の金額が減少していなければならないが、減ってはいない。

老人ホームは、高齢者の終の棲家であり、入所者にとって食事は大きな楽しみであることから、単に経済性の観点のみで論じることはできないものの、経営上、コスト意識の認識は必要である。

収益性比率の民間比較

a . ひぐらし荘

収益性の指標となる平成 17 年度の主な比率を算出すると、次のとおりである。

区 分	比 率	算 式	対応する比率名
単年度収支比率	10.7% (6.7%)	単年度収支 / 収入合計 × 100	経常収支差額比率 (償却前)
給与費比率	63.8%	給 与 費 / 収入合計 × 100	人件費比率
賄材料費比率	9.3% (8.1%)	賄材料費 / 収入合計 × 100	給食材料費比率

(注) 比率欄の()書きは、平成16年度の数値である。

b . 社会福祉法人

同一圏内の社会福祉法人の介護サービス別事業活動収支計算書より、対応する比率を算出してみると次のとおりである。なお、入所定員 50 人の同規模法人で、ユニット型特養ではない法人を 3 件抽出し、デイサービス及びショートステイの収入を除いて算出している。また、デイサービス及びショートステイの経常収支差額は、外部監査の結果に添えて提出する意見で触れるための参考として挙げた。

介護サービス別事業活動収支計算書（要旨）

（単位：千円）

区 分	A 法人	B 法人	C 法人
介護福祉施設介護料収入等	188,350	187,629	187,151
国庫補助金等特別積立金取崩額	12,745	17,641	15,356
引当金戻入	-	5,718	3,265
事業活動収入計(1)	201,096	210,989	205,774
人件費	111,139	100,526	106,551
給食材料費	13,953	12,799	11,653
減価償却費	23,451	21,179	25,889
引当金繰入	749	6,761	4,762
その他経費	45,813	44,240	47,756
事業活動支出計(2)	195,105	185,505	196,611
事業活動外収支差額(3)	487	1,028	1,174
経常収支差額(1) - (2) + (3)	6,477	26,512	10,336
(参考)			
デイサービス経常収支差額	(8,512)	(14,692)	(4,463)
ショートステイ経常収支差額	(2,148)	(24,212)	(23,248)

比 率

区 分	A 法人	B 法人	C 法人	平均値
経常収支差額比率 （償却前）	9.1%	16.0%	11.1%	12.0%
人件費比率	59.0%	53.5%	56.9%	56.4%
給食材料費比率	7.4%	6.8%	6.2%	6.8%

（注）平均値は、3法人の比率の単純平均値である。

$$\text{経常収支差額比率（償却前）} = \frac{\text{経常収支差額} + \text{減価償却費} - \text{国庫補助金等特別積立金取崩額}}{\text{事業活動収入計} - \text{引当金戻入} - \text{国庫補助金等特別積立金取崩額}} \times 100$$

$$\text{人件費比率} = \frac{\text{人件費}}{\text{分母同上}} \times 100$$

$$\text{給食材料費比率} = \frac{\text{給食材料費}}{\text{分母同上}} \times 100$$

単年度収支比率は、社会福祉法人の平均値 12.0% に比べ、ひぐらし荘は 10.7% で、社会福祉法人より低い。コスト高かどうかを検証すると、給与費比率は、ひぐ

らし荘が 63.8%で、社会福祉法人の平均値 56.4%よりも 7.4%も高い。賄材料費比率も、ひぐらし荘は、9.3%と社会福祉法人の平均値 6.8%より 2.5%も高く、平成 17 年度は事情があるので、平成 16 年度の数字でも 8.1%とやはり高い。

2. 退職手当支給事務等と退職金債務について

(1) 退職手当支給事務

ひぐらし荘の職員の退職手当については、平成 17 年度まで香川県市町総合事務組合に加入しており、退職手当普通負担金及び退職手当特別負担金の合計額を次のとおり、退職手当負担金として同組合へ支払っていた。

退職手当負担金 (単位：千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
養護老人ホーム	8,799	7,842	8,542	9,146	10,099
特別養護老人ホーム	7,772	6,733	7,019	8,119	8,071
合 計	16,571	14,575	15,562	17,266	18,170

職員が退職したとき、ひぐらし荘（組合）から香川県市町総合事務組合へ退職手当請求書が提出され、退職手当は退職者本人の銀行預金口座へ振り込まれる。このため、退職手当は、ひぐらし荘の収支に反映されない。ひぐらし荘が、退職手当請求書を作成する場合、「退職手当の請求について」を起案し、決裁を受けたうえで行われ、職員の異動等に関する報告書、定年証明書、領収書が請求書に添付して提出される。また、香川県市町総合事務組合は、退職手当の内容を裁定して、振込予定日の記載がある「退職手当裁定書」をひぐらし荘へ送付する。

これら退職手当支給事務の状況を調べるため、関係書類を閲覧したところ、退職手当裁定書については、平成 15 年度と平成 16 年度に各 1 件しか保存がなく、領収書控は、すべて金額と領収日が空欄のまま保存されていた。

(2) 退職手当負担金の精算

組合は、平成 17 年度末に解散し、高松市にひぐらし荘の事業を引き継いだため、次のとおり退職手当負担金の精算が行われている。

香川縣市町総合事務組合負担金条例抜粋

(組合を脱退する場合の負担金の精算)

第13条 第2条に規定する構成団体が組合を脱退する場合においては、その都度組合議会の議決を経て既に納付した負担金の60分の58に相当する額と、当該構成団体の職員に支給した退職手当の総額との差額を還付し又は徴収する。

(単位：千円)

収入累計			支出累計			
前年度	平成17年度	収入累計 (1)	前年度	平成17年度		支出累計 (2)
収入累計	普通負担金		支出累計	給付費	事務費	
385,821	20,256	406,078	358,308	53,391	675	412,375

$$\text{収入累計(1)} - \text{支出累計(2)} = 6,296 \text{千円}$$

高松市は、請求された不足金6,296千円を、平成18年5月31日に香川縣市町総合事務組合へ支払い精算している。

再任用者を除く正規職員23名を高松市は引き継いでいるので、これらの者の既に徴収されている退職手当負担金が、当然に還付される筈であるという一般的見方からすれば、大変おかしい話である。そこで、事情を聴取したところ「負担金の率は、年度により上昇しているが、特別職等と一般職の区分はあるものの組合構成団体全体で一律である。ひぐらし荘は、年齢の高い職員が多いので、既に支払った退職手当金の支出累計が退職手当負担金の収入累計を上回っていた。」ということである。

(3) 退職金債務

高松市は、ひぐらし荘の職員を引き続き高松市職員としているが、問題はこれらの者の平成18年3月31日までの在職期間に対応する退職金負担である。高松市は、高松市職員退職手当支給条例第7条第5項に基づき、在職期間を通算して退職手当金を支給することとしている。これら職員の自己都合による退職金要支給額は、高松市の条例で計算すると293,247千円である。

民間において社員が転籍した場合、転籍先の法人が、在職期間を通算して本人へ退職金を支給することとしているときは、転籍元の法人は、社員の在職期間に応じた退職金負担額を、転籍先法人へ支払うのが通例である。しかし、地方公務員のみ

ならず、国家公務員においても職員転籍の場合、勤続期間の計算は、通算することになっているが、職員の在職期間に応じた退職金負担額の受け払いはしていないということである。(国家公務員退職手当法第7条)

法令等に準拠して処理されていることにはなるが、市町の合併を契機に、ひぐらし荘を引き継いだ高松市は、職員と共に多額の退職金債務を引き継いだことになっている。

3. 収入事務について

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームとは、老人福祉法に基づき、市町が措置として65歳以上の者で環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設である。

したがって、収入の主なものは、市町から支弁される措置費負担金である。また、市町負担金は、養護老人ホームの赤字補填を目的に人件費、施設修繕料等の運営経費補助として市町が、均等割基準及び人口割基準により予算措置して支出されていたものである。

ひぐらし荘における措置費負担金の収入事務(請求、収納、未納管理費等)の手続は、次の手順で行われている。

毎月1日現在の入所者を基準に、措置をした市町へ20日を納入期日とする当月分の老人保護措置費請求書を発行する。このとき、前月分に異動があれば精算明細書を添付し請求金額に含める。請求書を発送する際に担当者は、「措置費負担金調定並びに納入通知について」を起案し、上司の決裁を受ける。収納は、納入通知書により指定銀行預金口座へ振り込まれてくる。請求、収納、収入未済額の管理は、歳入整理簿を作成して行っている。歳入整理簿を閲覧したところ、措置費負担金は毎月確実に収納されており、未納はなかった。

諸収入その他の主なものは、町又は社会福祉協議会との委託契約に基づく在宅高齢者への給食サービス収入である。この収入事務手続は、次のとおりである。担当

者は「給食サービス事業費請求書」を毎月作成し、翌月始めに町等へ発送し、月末までに納入通知書により銀行預金口座へ振込みをしてもらい、収納をしている。歳入整理簿により、請求、収納、収入未済額の管理をしており、未納はなかった。

(2) 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームは、老人福祉法又は介護保険法に基づき次の者を収容し、養護することを目的とする施設であって、経済的理由ではなく、常時介護が必要な高齢者を対象としている。

「65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの」

(老人福祉法第11条)

「介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者」

(老人福祉法第20条の5)

特別養護老人ホームの収入は、平成12年に介護保険制度が導入されて以後、措置費ではなく、介護保険給付の施設介護サービス費等である。介護保険法の規定により、市町村が支給するのは施設介護サービス費等の100分の90に相当する額で、市町村は、この請求に関する審査及び支払を国民健康保険団体連合会へ委託している。

介護保険の施設介護サービス費収入等の収入事務の手続は、次の手順で行われている。

毎月1日から月末までの入所者の利用実績を集計して「福祉施設サービス等介護給付費明細書」を作成し、施設介護サービス費収入、短期入所生活介護費収入、自己負担金収入を算定し、担当者は、月末日に入所者毎の「福祉施設サービス等介護給付費明細書」を作成して、「施設介護サービス費収入、自己負担金収入(月分)の調定納入通知について」を起案し、上司の決裁を受ける。介護保険分について、翌月5日前後に保険者である市町に対して「介護給付費請求書」に明細書を添付し

て提出する。2ヵ月後の20日頃に、香川県国民健康保険団体連合会より「介護給付費等支払決定額通知書」が送られてくる。同時に、指定銀行預金口座へ審査決定された請求金額が振込まれてくる。担当者は、歳入整理簿を作成し、請求、収納の管理を行っており、収納は確実にされている。

一方、施設介護サービス費等の100分の10に相当する額や食費及び居住費等の自己負担金収入の収入事務は、次の手順で行われている。担当者は、月末日に作成した入所者毎の「福祉施設サービス等介護給付費明細書」の自己負担分を基に、入所者に「指定介護施設利用料等請求書」を作成し、手渡し又は保護者へ送付する。収納について、預金通帳を施設が預っている入所者については、担当者はその預金口座から引出し収納するので、確実に収納されるが、保護者へ請求書を送付する入所者が10人程いて、直ちには支払わない者が3~4人いるため、月により異なるが20万円前後の金額が、調定後1ヵ月後における未納金額となっている。自己負担金収入の収納管理においては、歳入整理簿だけでは各人毎の未納額が分からないので、負担金徴収簿を作り管理をしている。この未納額は、年度末においては、出納整理期間中に収納を完了するよう取り組んでいるが、平成17年度末において2人90,839円が、遅れて6月の収納となっている。

4. 業務委託の契約事務について

ひぐらし荘において委託を行っている業務は、年度により多少の増減はあるが、13件程である。平成17年度の委託の実績では、12件の業務を委託しており、委託料の合計は、いわゆる打切り決算では2,192千円となっており歳出合計338,505千円の0.6%である。残債権、債務を含めて補正した委託料の合計は、3,251千円で歳出合計343,724千円の0.9%であり、大きなウエイトを占める歳出項目ではない。

平成17年度における委託料が200千円以上の委託先を抽出し、過去3年度の契約状況についてみると次のとおりである。

(単位：千円)

委託項目	理由	委託先	平成15年度	平成16年度	平成17年度
エレベーター点検委託		(株)東芝エレベータ	679	679	602
浄化槽点検委託		(株)デンセツ	748	732	884
協力医療機関委託	-	香川病院	332	332	332
一般廃棄物委託		(株)三菱クリーンサービス	157	75	362
自家用電気工作物委託		(財)四国電気保安協会	229	217	217
ボイラー点検委託		(有)小田ビービーサービス	-	215	215
介護保険システム委託		(株)アール・シー・エス	275	275	252

上記7件の平成17年度の委託料の合計は2,864千円で補正後の委託料合計3,251千円の88%になっている。

委託先についての業務委託契約は、すべて随意契約であり上記7件は毎年同じ業者である。他の金額の小さい業務委託契約も一部業者の入れ替わりはあるが、基本的に毎年同じ業者との随意契約である。

契約事務においては、競争原理を働かせ、経済性を確保することが求められるため、原則として競争入札によるものとされている。

しかし、一定の場合には随意契約によることができるとして、法施行令第167条の2第1項において規定されているが、ひぐらし荘においては、この中から次の項目を随意契約によることができる理由として挙げている。

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき

競争入札に付することが不利と認められるとき

ひぐらし荘で業務委託契約を随意契約によっている理由としては、上記7件のうちの「予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき」が1件で、他はすべて「競争入札に付することが不利と認められるとき」であることによっていた。

の理由は適切であるにしても、の理由は妥当な理由が付されているとはいえない。の理由が付されているエレベーター点検委託や介護保険システム委託は、機械のメーカーやシステムの納入業者とのひもつきでメンテナンスが必要なため、むしろ

「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」という理由を付するべきであるし、理由が付されているその他の契約は、競争原理を働かせるべきものである。

5. 固定資産の管理状況について

固定資産の取得は歳出で処理され、ひぐらし荘の会計では、貸借対照表は作成されないの、固定資産の管理は、それぞれの台帳に計上することにより行われている。

ひぐらし荘の固定資産の管理状況は、次のとおりである。

(1) 土地

土地台帳に記載の面積は、8,012.31 m²であるが、その他敷地内に登記簿に掲載のない無番地の土地（旧水路で、現況宅地等の国有地）が存在している。ひぐらし荘が高松市の施設となった平成 18 年度以降の土地台帳には、価格が記入されておらず、組合時代の土地台帳には、昭和 49 年 3 月 30 日の当初購入価格 149,400 千円と同年 10 月 17 日の角切地購入価格 200 千円が記入されている。登記されている土地の名義を不動産登記簿謄本（全部事項証明書）により確認したところ、現在も組合のままになっており、変更されていない。

(2) 建物

建物は、昭和 51 年 3 月 10 日に竣工し、建物台帳によれば次のとおりである。

（本館）鉄筋コンクリート造 3 階建、延面積 3,985.70 m²、建築価格 469,400 千円
（附属施設）

納骨堂 コンクリートブロック造、延面積 17.22 m²

倉庫他 2 件 鉄骨スレート造他、延面積 75.78 m²

建物は、築 30 年を経過しており、この間に改修が施されているが、民間における「資本的支出と修繕費」の考え方に基づく固定資産計上という認識がないため改修に要する支出は、すべて年度の需用費（施設修繕料）となっている。したがって、建物台帳の記載は、これら 5 件のみであり、減価償却という考え方もないため価格は、当初の台帳に記載のあったままである。

建物の名義を不動産登記簿により確認しようとしたが、登記はしておらず、すべて未登記物件である。

(3) 工作物

工作物台帳によれば、次のとおりであり、これらは取得目的に沿って使用されていた。なお、価格は当初の記載のままである。

取得年月日	名 称	数 量	価 格 (千円)
昭和51年 3月10日	フェンス	332m	2,299
昭和51年 3月10日	防火水槽	1基	950
昭和51年 3月10日	汚水浄化処理施設	1式	14,046
昭和51年12月15日	じん芥集積場	1基	49
平成元年 1月12日	スプリンクラー設備	1式	29,326
平成元年 3月31日	門扉	1式	825

(4) 備 品

備品については、備品受払簿が作成されている。備品受払簿は、品名毎に、年月日順に保管と返納の数量が記入される物品保管票を鏡にして、当該品名の保管に対応する物品購入票と返納に対応する物品返納票が、綴られている。備品の多くは耐用年数を相当経過して古くなっているものが多く、現物に当たったところ、現物管理のための標識が貼付されているものも一部あったが、貼付のない備品も多くあり、十分に管理されているとは言い難い状況である。

(5) 固定資産等の財産の帰属

ひぐらし荘は、組合によって平成 18 年 3 月 31 日まで運営されてきたが、同組合は解散され同年 4 月 1 日から高松市が事業を引き継いでいる。法第 288 条によれば、「一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。」とあり、法第 290 条では「協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」とある。平成 17 年 12 月 20 日に開催された高松市議会定例会の議決によれば、財産の帰属については、次のとおりである。

不動産（その従物を含む。）及び物品については、次のとおりとする。

- (a) 高松市、三木町、直島町及び綾川町が、別表に定める持分割合をもって、共有する。別表によれば、高松市の共有持分割合は、82.88%である。
- (b) 当該財産の使用人は、事務を引き継ぐ高松市とする。

- (c) 当該財産について処分する必要が生じた場合は、当該財産の持分を有する市町が協議の上、別途取扱いを定めるものとする。ただし、その取得価格が50万円未満のものにあっては、使用者限りで処分できるものとする。
- 上記以外の財産については、すべて高松市に帰属させる。

固定資産等の高松市の共有持分割合は、82.88%であるが、平成18年4月1日以降ひぐらし荘は、地代家賃等の支払なく土地建物等を使用している。高松市は、自己の持分外の部分について、他の3町との間で使用貸借契約の合意が、組合解散時の協議において成立しているということであるが、使用貸借契約書は作成されていない。

6. 物品の管理状況について

物品を薬品、消耗品及び賄材料に区分して、管理状況を見ると次のとおりである。

薬品及び消耗品は、購入時に歳出項目の需用費の消耗品費として、賄材料は、購入時に賄材料費として処理される。ひぐらし荘の会計では、貸借対照表は作成されないため、期末棚卸高を資産として認識し計上するという会計手続は採られていない。物品の受払い及び在庫管理のために薬品受払簿、消耗品受払簿及び賄材料受払簿が作成されている。薬品受払簿及び消耗品受払簿は、品名毎に受入、払出及び残高欄に、数量を記入して管理しているが、金額の記載はない。賄材料受払簿には購入価格の記載があった。

(1) 薬品

薬品受払簿を閲覧し在庫管理の状況を調べたところ、平成16年度末の残が、平成17年度に同一で繰越されていないものが数件検出された。理由を聴取したところ、使用期限が切れた薬品を廃棄処理したので、翌年度の「前年度繰越」に記入しなかった。過年度に廃棄処理していた薬品が、現実にはあったので平成17年度の「前年度より繰越」に数量が記入された等の理由が考えられるということであった。

(2) 消耗品

消耗品受払簿においては、品名数も9品目と少ないこともあり、受払と残の記入状況は適切に処理されていた。

(3) 賄材料費

賄材料については、米と調味料 10 数品目が「賄材料受払簿」に記入されており、米を除いて賄材料受払簿の記入状況は適切であった。米については以下の不備や誤りが指摘できる。

米の購入価格及び単価

JA香川県を含む地元 3 業者から見積書を徴取のうえ、6 ヶ月毎に起案決裁手続を経て 1 業者を選定し、随意契約の方法により単価契約を締結して購入している。起案書には、随意契約の根拠として「組合契約規則の規定により地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、高松市契約規則第 17 条の 2 を準用する。」としているが、その内容は「50 万円を超えない予定価格のとき随意契約によることができる」というものであった。米の購入契約は、単価契約であるが、6 ヶ月間の購入価格は 50 万円を超えており、随意契約が適切であるとはいえない。

平成 18 年度以後、高松市の運営となってからは、根拠を法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」としているが、これまた、米の購入が随意契約でよいという根拠になるか疑問である。

また、見積書を特定の 3 業者から徴取して業者選定をしており、3 業者とも契約実績はあるが、これら業者を競わせ、本当に安く購入する努力をしていたかどうか疑問である。

次に、米の受払簿の単価欄の記入において、平成 15 年 12 月と平成 17 年 5 月から 9 月にかけての単価が、契約単価と違う金額が記載されている。請求書に綴られている納品書と領収証（歳出管理票）により、事実関係を確認したところ購入単価は契約単価と同一であった。何故、誤った単価が、米の受払簿に記入されていたのか理由は不明である。

米の数量

米の数量については、米の受払簿より直近 3 年度について次の表を作成し検討した。

米の年間受払量と在庫 (単位：kg)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前期繰越	303.8	419.7	b 45
購 入 (1)	a 12,600	a 13,650	11,250
払 出 (2)	a 12,484.1	a 13,489.8	10,850
在庫数量	419.7	b 579.9	445
年間純増(1)-(2)	(+) 115.9	(+) 160.2	(+)400

(a) 購入及び払出とも、平成16年度は平成15年度に比べ約1,000kg多い。

(b) 平成16年度の在庫数量579.9kgが、平成17年度に45kgで繰越されている。

米の多量払出日(1日の払出40kg以上)の回数調べ (単位：回)

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度 (10月まで)
28	141	62	0

米の年間払出と入所者延人数

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	注
養護老人ホーム (人)	(1,179) 35,959	(1,179) 35,861	(1,143) 34,766	a
特別養護老人ホーム (人)	16,841	16,147	16,759	b
合計延人数 (人)	52,800	52,008	51,525	
米の払出 (kg)	12,484.1	13,489.8	12,612.2	c

(a) 養護老人ホームの人数について()書きは月初入所者の年間合計であるので、

延人数は、() × $\frac{\text{年間日数}}{12\text{月}}$ で算出した。

(b) 特別養護老人ホーム人数は、外泊者及びショートステイを除く延人数である。

(c) 平成17年度は、平成17年10月22日から12月11日まで51日間調理してい

なかったため、米の払出はない。平成17年度は、

$10,850\text{kg} \times \frac{365\text{日}}{365\text{日} - 51\text{日}} = 12,612.2\text{kg}$ を年間ベースの払出と推計した。

平成15年度から平成17年度までの3年度とも、米の年間購入量は年間払出量より多く、年間純増は、平成15年度115.9kg、平成16年度160.2kg、平成17年度400kg各増加となっており、在庫があるにもかかわらず定期的に購入を続け在庫が積み増されているようになっていた。

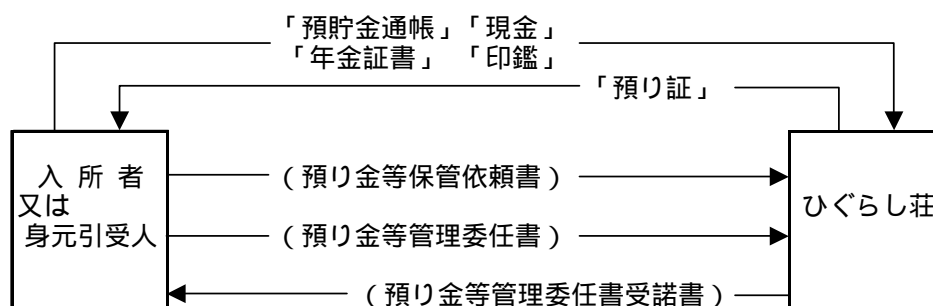
このような状況下において、

- 特に平成 16 年度から平成 17 年度への在庫の繰越記帳において、579.9 kg が 45 kg になっており、この差 534.9 kg はどこへ消えたのか、その不明の点を係の栄養士に説明を求めたところ、自身がその職務を担当して以来、余裕をみた炊き出し分や職員の検食、行事食は、払出数量に含めず入所者分のみを記入してきたので、数年の間に、実際の在庫量より帳簿上の在庫量が大幅に上回る事となったため、その解消を図る便法として、平成 17 年度への繰越在庫量を実際の在庫数量に合わせて縮小したということであった。このことは、米の残高の確認を怠り、日々の払出数量全体を把握するという処理がされていないことであり、記録の信頼性は、保たれていない。
- また、年度毎の米の年間払出量をみてみると、平成 16 年度が、前年度に比べ延人数が減少しているにもかかわらず約 1,000 kg も多い。払出記録をみても、多量払出日（1 日の払出 40 kg 以上）の回数が、平成 15 年度の 28 回から平成 16 年度には 141 回と著しく増加している。平成 17 年度には、減っているが 9 月までに 62 回あった。平成 17 年 10 月に 0-157 事故が発生し給食調理を休止してからは、40 kg 以上の払出は 1 回もない。このような異常に多い払出記録は、信憑性に疑いが持たれるところである。そこで、係の栄養士に説明を求めたところ、余裕炊き出し分や職員の検食、行事食を含めて払出記録をした年度であったということである。この調査過程で、さらに、米の購入記録の記入漏れ、記入誤りが、平成 15 年度及び平成 16 年度において数ヵ所見受けられた。米の購入記録の面でも、記録の信頼性は、保たれていなかった。
- こうした実態の中、米の受払簿には、係・事務代理・事務長・所長が、検印を毎月きちんと押した印が残っているが、何を確認して検印したのかとしか言えない。

このような状況であることから、米の管理は、十分にできていないとしか言いようがない。

7. 入所者預り金等の管理状況について

老人ホームでは、入所者の預貯金や現金等を施設で預り管理することが行われていることが多い。ひぐらし荘においては、「入所者預金等管理要領」(平成11年4月1日施行。以下「規程」という。)に基づき管理運営している。



規程の要旨は、次のとおりである。

- (1) 入所者又は身元引受人(以下「入所者等」という。)から、預貯金通帳、年金証書、印鑑等を預る場合、預り金等保管依頼書を提出してもらい、預り証を発行する。この場合、原則として現金を避けることとする。キャッシュ・カード類は、支出が確認できないため預らないものとする。
- (2) 入所者の税金、医療費の支払や小遣いの引出し、年金の受領等について委任を受ける場合、入所者等から預り金等管理委任書を受理し、受諾書を発行する。
- (3) 預貯金の引出しや預け入に係る現金の入出金については、入所者本人の意思によることを原則とし、入金依頼書又は出金依頼書により行う。ただし、金銭判断能力を有しない入所者については、身元引受人の依頼によるものとし、施設での日常生活に係る金銭については、預り金等管理委任書により施設が行う。
- (4) 預り金等の出納については、指導員が入所者個人別に預り金台帳を作成し管理する。指導員は、預り金台帳を毎月末で締切り、預貯金台帳と照合のうえ、所長の検印を受ける。
- (5) 預貯金通帳、年金証書の保管責任者は、指導員、印鑑の保管責任者は寮母とする。
- (6) 所長は、毎月末に預り金の管理状況について確認するとともに、四半期毎に入所者等に管理状況を報告するものとする。
- (7) 原則として現金の預りは避けることとしているが、入所者の依頼によりやむを得

ず少額の現金を預る場合、又は金銭判断能力を有しない入所者の日常生活に必要な少額の現金を保管する場合の保管責任者は寮母とする。寮母は、現金出納簿を毎月末に締切り、現金と照合のうえ、所長の検印を受ける。

上記の規程のとおり管理されているかどうかをみてみたところ、次の箇所はそのとおりには実施されていなかった。

- 支出の確認ができないため、キャッシュ・カードは預らないものとするが、預り金等保管依頼書を閲覧したところ、一部の入所者については預っている。
- 平成 18 年 11 月 24 日に実施したひぐらし荘での実地監査で、預り金台帳の記帳が同年 9 月 11 日までしかできてなかった。ということは、指導員は、毎月末で預り金台帳を締切り預貯金通帳と照合のうえ、所長の検印を受けるという事務手続が、適時にはされていないということになる。
- 預り金の管理状況は、四半期毎に入所者等に報告することになっているが、預り金台帳の直近の四半期毎の確認作業を調べたところ、8 月 31 日までの内容を 9 月 1 日に確認し検印するための印枠は設けられているが、係の印しかなかった。押されている筈の事務代理、事務長、所長の検印はなく、入所者等が報告を受けたという確認印もなかった。更に、遡ってみてみると、前の四半期である 6 月 1 日の確認も同じ状況で、係の印だけしかなかった。3 月 1 日の確認は、主任、事務長、所長の印が押されていた。預り金の管理状況の上司の確認は 6 ヶ月も経ってから行われているということである。そして、四半期毎に入所者等へ報告されることになっている報告の確認印は、1 年 6 ヶ月遡ってみたが 1 回も押されていなかった。

これらを見ると、ひぐらし荘の入所者預り金等の管理状況は、よくないと言わざるを得ない。

．外部監査の結果に添えて提出する意見

1. 物品の管理について

物品の受払簿において、薬品と賄材料の一部で、年度更新の際に繰越残高が合っていないことは、監査の結果で既に述べた。当り前のことであるが、物品受払簿の前年度末の残高は、翌年度の前年度繰越欄に、必ず同一数字で記載しなければならない。また、賄材料の中の主食である米の受払簿は、整然と作成されていたが、その記載内容には多数の誤りがあり、購入・払出・残高の数量の正しい把握はできていない状況であった。にもかかわらず、係以外の複数の管理職が、毎月の検印欄にきちんと押印していたのは、大きな問題である。一般に、物品を管理する場合、現物に当って数え、数量を把握するという実地棚卸を定期的を実施することが必要であるが、ひぐらし荘においては、米のみならず物品すべてにわたり、年度末においてすら実地棚卸がなされていなかった。

今後、定期的に実地棚卸を行い、受払簿による数量管理を併用しながら、管理職は、本当に確認して検印欄に押印し、物品の管理を十分するように改善すべきである。

2. 入所者預り金の管理について

入所者から預る預貯金や現金等は、ひぐらし荘の施設の会計とは別途ではあるが、現金・預金・貯金に係るものであるが故に、管理上のリスクは高い。ことさら社会的弱者である入所している高齢者の大切な財産であるだけに慎重に、管理しなければならない。ひぐらし荘においては、規程は整備されていたが、その運用は、監査の結果で既に述べたとおり、不十分な状況であった。今後は、規程に則り「係以外の管理職はその時々本当に現金、預金・貯金の確認をして検印を押す」、「所長は入所者又は身元引受人へ四半期毎に預り金の管理状況の報告を行い確認印をもらう」ように改善すべきである。

3. 今後のあり方と課題について

ひぐらし荘の今後のあり方については、組合時代に7回の検討会が催され、次のような観点から、民営化の方針が打ち出されている。

- 日本の高齢者福祉施設のこれまでの経緯と国の施策の変化

昭和 38 年の老人福祉法制定により旧来の生活保護法による養老院は、養護老人ホームに引き継がれ、また、経済的理由を伴わない特別養護老人ホームが誕生した。養護老人ホームの数は、その後ほとんど増えていないが、特別養護老人ホームは、国の施設整備推進策(平成 2 年のゴールドプラン、平成 7 年の新ゴールドプラン等)を受け、急速に施設数を増し整備が進んだ。これを担ったのは、民間の社会福祉法人である。

高齢者福祉施設数の推移

区 分	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
養護老人ホーム	950	947	949	951	953	958	961	962
特別養護老人ホーム	2,280	3,256	4,538	4,871	4,966	5,152	5,393	5,535
計	3,230	4,203	5,487	5,822	5,919	6,110	6,354	6,497

現在では、社会福祉法人が、施設サービスを始め、ホームヘルプやデイサービス等の在宅サービスを提供する中心的な役割を果たしており、公立の施設が果たしてきた先導的役割は達成されつつある状況となっている。

国は、社会福祉法の改正で、社会福祉法人を福祉サービスの中核と位置づけ、国や地方公共団体は、福祉サービス提供体制の確保に関する施策や福祉サービスの適切な利用促進に関する施策等の措置を講じる等、各々の役割分担を明確にしている。

- ひぐらし荘の施設と運営の問題点

ひぐらし荘の建物は、昭和 51 年の開設後 30 年を経過しており、施設、設備の老朽化から居住環境の低下や耐震基準の問題をかかえている。また、開設当時における法制度下で建設し、建物面積に余裕がないこと等から、開設後における介護保険制度での様々なサービスの提供ができず、現在のところ空床利用でのショートステイを僅かにしているだけである。ちなみに、同規模定員の社会福祉法人の特別養護老人ホームにおいて定員 20 床のショートステイをもつ施設では、P 20(社会福祉法人の「介護サービス別事業活動収支計算書(要旨)」の参考欄)に示すとおり、平成 17 年度においてデイサービスでは 4,463 千円～14,692 千円、ショートステイでは 2,148 千円～24,212 千円の経常収支差額(利益)を計上しており、これらのサービス提供ができないひぐらし荘は、採算面での格差が拡大している。

- 改築資金の試算と財源

検討会の報告によれば、現在の定員規模にショートステイ定員 20 床を加え、国の新しい施設基準に基づき施設整備をすれば、改築資金は 21 億 2,500 万円と試算されている。厳しい財政状況の中で、組合は、構成市町に負担を求めるのは困難であり、また公民の役割分担の視点から、早い時期に改築することを条件に、施設運営について柔軟かつ効率的な対応が可能な民間に移管することが妥当であるとしている。

高松市においても、当時のこの民営化方針を基本的に受け継いでいくものと思われる。民営化については、ここ数年間に香川県下で 3~4 件の事例があるので参考に供したい。事例の多くは、民間移管先において多額の改築資金が必要になることから、現在ある施設を無償譲渡し、土地は、当分の間無償貸与としている。民営化に際しては、次の点が対処すべき課題等となってくる。

(1) 改築資金等の援助

現在、老人福祉施設については、地域密着型の小規模施設を除き、施設整備に対する国の補助制度が廃止されているため、建物を改築する場合、移管先の社会福祉法人において、改築資金の調達はかなり困難であることが予想される。また、高松市の財政事情が非常に厳しい中、民間移管を行う際に、高松市が、どのような財政援助ができるか、大きな課題である。

(2) 一部国有地の取得

土地を無償貸与するにしても、現在、敷地の一部に国有地が残っており、そのままでは民間移管、改築に支障が生じるため、高松市は、早急にこの土地を購入しておく必要がある。

(3) 職員の処遇

民間移管時における職員の処遇については、労働組合の合意を取り付けておくことが必要となる。ひぐらし荘へ継続して勤務することを希望する職員も存在すると思われることから、その場合において処遇をどうするか、また、職員が退職する場合には、P 22 で述べた高松市が負担することになってしまった退職金債務が、早々と現実の負担（支出）となってしまう。

